

# 令和6年度 ブロック塀等撤去費補助

公共施設の敷地・道路に面するもの **上限10万円**

通学路に面するもの **上限15万円**

令和6年度も引き続き  
市内業者による工事に  
**3万円加算**します！

## 【対象となるブロック塀等】 次のいずれにも該当するもの

- ・ 地盤面からの高さが1 m以上
- ・ コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀

## 【対象となる工事】 次のいずれにも該当するもの

- ・ 公共施設の敷地、道路、通学路※に面するブロック塀等の撤去工事
- ・ 令和7年2月末までに撤去が完了する工事

※対象となる公共施設、道路、通学路は建築課へお問い合わせください

## 【補助金額】

【公共施設の敷地・道路】 …1 mあたり5,000円 上限10万円

(撤去費※の2分の1)

【通学路】…1 mあたり7,500円 上限15万円 (撤去費※の4分の3)

撤去費※ ブロック塀等の撤去費(見積額)と1 mあたり1万円のいずれか少ない額により算出します。

例)ブロック塀の 長さ16m 撤去費(見積額)20万円(税抜) 通学路以外の道路の場合

- ①1 mあたりの単価  $20万円 \div 16m = 12,500円$
  - ②1 mあたりの見積もり金額  $12,500円 + 1,250円(税) = 13,750円$
  - ③1 mあたりの補助金限度額  $13,750円 > 10,000円 \rightarrow 1万円$
- ②補助金は対象撤去費の2分の1なので  $16m \times 1万円 \times 1/2 = 8万円$

よって受け取れる補助金は **8万円** となります

## 【申請に必要な書類】

- 交付申請書
- 位置図
- 撤去工事の内容(ブロック塀等の延長、高さ等)を表した図面等
- 現場写真(ブロック塀等の延長、控え壁、ひび割れ箇所、高さ等がわかるもの)
- 撤去工事の費用がわかる見積書



## 補助金申請の流れ

交付申請

令和7年1月末までに補助金交付申請書を提出してください。

**※必ず工事に取り掛かる前に申請してください。**

書類審査後、市から補助金等交付決定通知書を発行します。

契約・工事着手

交付決定通知を受けてから契約を締結し、申請書の内容に基づいて工事を行ってください。

工事完了

実績報告書提出

工事完了後令和7年2月末までに実績報告書を提出してください。

●報告に必要な書類●

- 実績報告書
- 契約書又は請書の写し
- 領収書の写し
- 撤去後の全景写真

補助金額の確定

補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

工事を途中で中止した場合や、工事が期限内に完了できなかった場合には、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。

### ※注意事項

- ・申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。
- ・申請後、撤去する際にブロック塀でないと判明した場合は、申請を取り下げていただく必要があります。
- ・フェンス等新設の補助金はありません。
- ・生垣設置の補助については公園緑地課にお問い合わせください。
- ・申請用紙の様式・補助の詳細は安城市建築課HPをご覧ください。



Webサイト  
はこちら！



### 【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係（電話 0566-71-2241）